

令和5年度 太陽光発電普及啓発コンテンツ作製業務委託 仕様書

1 件名

令和5年度太陽光発電普及啓発コンテンツ作製業務委託

2 目的

川崎市は2022年3月に改定した「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」において、2030年度時点の市域における再生可能エネルギー導入量目標を累計33万kWと設定し、その普及に取り組んでいる。また、都市的性格を有する川崎市の地域特性を加味して、再生可能エネルギーのなかでも最も普及ポテンシャルが高い太陽光発電に着目し、2023年3月には太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入義務制度を含む新たな事業「建築物太陽光発電設備総合促進事業」を創設した。この中で、戸建て住宅を含めた中小規模建築物に対する義務制度（特定建築事業者太陽光発電設備導入制度）は、2025年4月に開始することを予定しており、実際に太陽光発電設備を利用する市民等に対して制度周知や太陽光発電設備設置のメリットなどの情報発信を行うことが重要である。

このことから、市民等への情報発信を行うための太陽光発電設備設置のメリットなどの市民にとって必要な情報を網羅した動画やリーフレットを作製するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）

4 業務内容

業務内容は次のコンテンツを作製することとする。

(1) 太陽光発電普及啓発リーフレット

ア 企画、対象の取材、広報物の作製等

下記のテーマについて、独自の創意工夫を加えた太陽光発電の魅力を引き出す企画を考案するとともに、本市が設ける予定である太陽光発電に関するポータルサイトなど他の情報発信ツールとの連携や、活用方法も考慮して作製する。

なお、掲載内容については、発注者が示すものとする。

<掲載予定の内容>

- a.太陽光発電の基礎情報
- b.太陽光発電を活用するメリット（経済性、環境配慮、レジリエンスなど）
- c.太陽光発電に関するQ&A
- d.川崎市が施行を予定する太陽光発電設備に関する新たな制度
- e.太陽光発電に関する関連情報（設置手法など）

イ デザイン、レイアウト、必要な画像の提供

写真やイラストを多用し、思わず手に取りたくなるような魅力あふれる、かつ、インパクトがあるデザインとする。リーフレットのデザインは早い段階でデザインラフイメージを提示し、発注者と協議のうえで作製する。写真、イラスト等の紙面構成に必要な資料や情報等は受注者において入手することを基本としながら、必要に応じて発注者も提供する。

ウ パンフレットの印刷及び納品

A3 中折。フルカラー印刷。印刷用紙はマットコート 90 kg。

エ アからウに掲げるもののほか、本業務に関する提案

(2) 太陽光発電普及啓発動画

ア 作製したパンフレットに沿った内容で台本を作製し、市と協議のうえ、内容を確定する。

イ 15 秒程度のショートバージョン（1 本）とおおむね 5 分以内のロングバージョン（1 本）の動画を作製する。

ウ ショートバージョンの作製にあたっては、視聴者がロングバージョンの視聴へアクセスできるような工夫をすること。

エ 作製した動画にセリフがある場合は、字幕あり、なしの 2 パターンを作製する。

オ 作製した動画は Youtube やアゼリアビジョン等での活用が可能な形式で作製する。

カ 出演者との交渉・調整、撮影場所の手配・調整は受注者が行う。

5 工程表の作成

上記 4 の業務内容を実施するにあたり、可能な限り早期にスケジュール等を示した工程表を作成し、発注者に提出する。また、事業の進捗に応じて打合せを適宜行うものとする。形式については、対面、オンラインのいずれも可とする。

6 留意事項

(1) 特記事項

ア コンテンツの内容については、発注者と綿密な協議を行い、決定する。

イ 本業務により作製されるパンフレットの写真や動画等のすべての著作権（著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）、所有権等を委託者に譲渡すること。

ウ 成果品の所有権は、受注者が発注者に対して当該成果品を引き渡した時点をもって、受注者に移転するものとする。

エ 発注者は成果品のすべてについて二次利用（印刷物の作製、ホームページへの掲載等）する権利を有するものとし、作製物の意匠を改変して使用することができる。

オ この仕様の定めがない事項については、発注者と受注者の協議により決定する。

(2) 成果品

ア パンフレット：1,000部、パンフレットの電子データ一式（再編集可能な電子データ、PDFデータ）、写真テキスト等データ一式

イ 動画：DVD-R（.WMV及び.MPEG4形式のファイル）

(3) 納品場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所環境局脱炭素戦略推進室

(4) 校正・確認

校正作業は、委託者が校了と判断するまで行うものとする。色校正については、委託者と受託者双方が、印刷されたものの色調、文字化け、汚れなどをチェックし、確認後校了する。

(5) その他

ア 受注者は業務遂行にあたって発注者と十分な協議を行うこととし、月1回以上行う打合せ以外でも報告等が必要と判断した場合は、随時報告すること。

イ 太陽光発電普及啓発動画の作製にあたっては、撮影場所の手配、調整を行うこと。また、受注者の責に帰すべき事由に基づく撮影場所でのトラブル等については、受注者の責任で解決すること。

ウ 太陽光発電普及啓発動画の作製にあたっては、アクセシビリティに配慮し、日本工業規格 JISX8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針・第3部；ウェブコンテンツ」のレベル AA に準拠すること。

エ 受注者は、本業務において知りえた事項について、漏洩してはならない。また、本業務に用いた資料及び成果品等について、発注者の許可なく公表もしくは貸与してはならない。

オ 本仕様書に記載のない事項、疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。